

鹿児島県大学図書館協議会会費の年額に関する細則

第1条 鹿児島県大学図書館協議会会則（以下「協議会会則」という。）第11条の会費の年額は次のとおりとする。

| 議決総会年月日 | 実施年月日 | 会費年額 |
|------------|-----------|---------|
| 昭和56年7月14日 | 昭和57年4月1日 | 3,000円 |
| 昭和59年4月17日 | 昭和60年4月1日 | 4,000円 |
| 昭和61年4月17日 | 昭和62年4月1日 | 8,000円 |
| 平成2年5月15日 | 平成3年4月1日 | 10,000円 |
| 平成6年5月24日 | 平成7年4月1日 | 15,000円 |

第2条 この規程の改廃は協議会会則第9条に定める総会の議決による。

附則. この規程は平成8年5月31日から実施する。